

〈通所介護・共生型生活介護・共生型自立訓練（機能訓練）〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	眉丈園デイサービスセンター	介護保険 事業所番号 第1770700027号	障害福祉 事業所番号 第1710700152号
事業所の種類	「高齢者福祉」指定通所介護・指定介護予防・日常生活支援総合事業、「障害者福祉」指定共生型生活介護・指定共生型自立訓練（機能訓練）		
事業所の所在地	石川県羽咋市の場町稲荷山出口26番地2		
事業所連絡先	0767-22-5262	管 理 者	福田 祥
事業所の区分	通常規模型通所介護		
運 営 方 針	ご利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことで、ご利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。		
サービス内容	入浴、排せつ、食事等の介助及び送迎、健康チェック、機能維持訓練、クラブ活動、レクリエーション等のサービスを提供します。		
実施単位数	1単位	利用定員	30名（高齢者・障害者福祉事業含む）
営業日、営業時間	営 業 日 ： 毎週月曜日から土曜日 但し、12月31日から1月3日は休業となります。 営業時間 ： 午前8時30分から午後5時15分 但し、ご希望により時間延長が可能です。		
通常の事業の実施地域	羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町（共生型については、羽咋市のみ）		
従業者の職種、員数 ＊常勤換算数	管理者1名、生活相談員1名以上、看護職員1名以上、介護職員1名以上（当日の利用者に応じた必要勤務延べ時間数以上） 機能訓練指導員1名、運転士1名以上		
事故発生時及び 緊急時の対応について	① 通所介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対応規程に基づき適切に対応します。 また、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 通所介護等サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を補償いたします。		
苦情相談窓口	窓 口 ： 眉丈園苦情解決委員会 担 当 者 ： デイサービスセンター長 宮永 夏奈	責 任 者 ： 施設長 福田 祥 連 絡 先 ： 0767-22-5262	
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。		
介護保険サービスの費用 利用者負担額 ＊1割・2割・3割 (介護保険負担割合証による)	通所介護サービス事業		介護予防・日常生活支援総合事業
	□1日あたりの介護サービス利用料金（7～8時間） 要介護1 ： 658円 要介護2 ： 777円 要介護3 ： 900円 要介護4 ： 1,023円 要介護5 ： 1,148円 □その他の加算 ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円 ・入浴介助加算(Ⅰ)：1回あたり 40円 ・入浴介助加算(Ⅱ)：1回あたり 55円 ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イ：1回あたり 56円 ・個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ：1回あたり 76円 ・個別機能訓練加算(Ⅱ)：1回あたり 20円 ・ADL維持加算(Ⅰ)：1月あたり 30円 ・ADL維持加算(Ⅱ)：1月あたり 60円 ・口腔機能向上加算(Ⅰ)：1月2回まで 150円 ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)：6月に1回を限る 20円 ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)：6月に1回を限る 5円 ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：1月あたり 40円 ※ その他時間の変更により料金変更もあります。		□1ヶ月あたりの介護サービス利用料金 ・現行相当サービス 事業対象者・要支援1：1,798円 事業対象者・要支援2：3,621円 ・緩和基準サービス 事業対象者・要支援1：1,528円 事業対象者・要支援2：3,078円 現行相当サービス：要支援1及び該当する加算と同額 緩和基準サービス：要支援1と同額 □その他の加算（1ヶ月定額制） ・支援1サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 72円 ・支援2サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 144円 ・口腔機能向上加算 150円 ・口腔・栄養スクリーニング加算：6月に1回を限度 20円 ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：1月あたり 40円 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 9.2%/月（各サービス事業） ※ 上記以外にも状況に応じて加算があります。
介護給付及び訓練等給付の 費用自己負担額（1割）	共生型生活介護・共生型自立訓練（機能訓練）サービス事業		
自己負担額は「介護保険負担割合証及び受給者証」に記載された割合となります。また、減免制度もあります。	□1日あたりの介護及び訓練等サービス利用料金 ○共生型生活介護サービス費(Ⅰ) 697円 ○共生型自立訓練（機能訓練）サービス費 721円 □その他の加算 ・初期加算：1日あたり（利用開始から30日以内） 30円 ・入浴支援加算Ⅰ（※1） 80円 ・常勤看護職員等配置加算（※1 生活介護のみ） 24円 ・リハビリテーション加算（Ⅰ※2・Ⅱ※3） 48円・20円 ・食事提供体制加算 30円 ・欠席時対応加算（連絡調整：4回/月限度） 94円 ・福祉専門職員等配置加算Ⅰ・Ⅲ 15円・6円 ・福祉・介護職員等処遇改善加算 8.1%/月		
※1 厚生労働大臣が定める者及び重度の知的障害・重度の肢体不自由が重複している者に支援を提供した場合 ※2 頸椎損傷による四肢麻痺、その他それに類する状態にある者にリハビリを計画的に提供した場合 ※3 四肢麻痺等以外にリハビリを提供した場合			
その他の利用料	① 昼食代 710円（但し、共生型サービスに関しては、低所得者に対して410円の食事代金を負担していただきます。） ② おむつ代：尿とりパット60円、カバータイプ80円、パンツタイプ120円（高齢者福祉事業のみ） ③ その他の日常生活費：行事費 実費 ④ 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費（通常の送迎の実施地域を越えた地点から） 6kmまでは2,000円、6kmを超えて12kmまでは、3,000円、12kmを超えて18kmまでは、5,000円 その後は、6km以内毎に2,000円、ただし片道料金を加算します		
サービス利用に 関する留意事項	① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ② 故意に施設・設備を壊したり汚したり、またはこれを持ち出すことはできません。 ③ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 ④ 施設内は禁煙です。 ⑤ 食中毒予防のため、生ものの持ち込み及び持ち帰りはご遠慮願います。		